

輸入食品の安全性確保に関する考え方と今後の課題

2003年12月

日本生活協同組合連合会

組合員活動部

中野 勲

1. 背景

- ・法制度の枠組みとしては、包括的輸入禁止規定（2002年）、食品衛生法改正による諸施策の実施（例：残留基準のポジティブリスト化など）など前進が図られてきている。
- ・食品安全モニター調査（2003年食品安全委員会実施）では、66.4%のモニターが「食品の安全性の観点からより不安があると感じる」と回答。
⇒輸入食品の増加：国内での食品安全性確保対策に関し、海外で生じた事故・食品汚染等が直接影響を及ぼす事から来る不安要因。

2. 今後の課題（運用面として）

※食品安全モニターが行政に期待することは、検疫所の監視業務の強化（72.1%）、輸出国の衛生管理状況等の情報収集（55.4%）

（1）検査・監視の目的

- ①輸入食品も含め、国内で流通・販売されている食品が日本の法制度を遵守しているか確認すること。
- ②食品の安全性確保に関する事項の実態や動向を科学的見地から把握し、得られた情報を施策に反映すること
⇒輸入食品の安全性確保も、この目的に即して、手法を再検討する必要性がある。

（2）個別運用に関する事項

- ①海外の状況・動向の把握と提供（例：違反情報や海外の規格基準等の提供）
⇒結果として、事業者の基準遵守、自主的な品質管理活動に資する事になる。
- ②検査体制の充実強化
- ③検査機関の信頼性確保（精度管理）
⇒欧州連合の事例
- ④公定法の考え方
⇒規格検査・規制分析に用いる分析法とは

以上

厳断する。食品が朝到着しても準備作業だけで午前中いっぱいかかる。

輸入食品急増

検査比率が低下

検査は午後開始。抽出した液体を検査機器にかけ、残留農薬や添加物など検査項目を細かく調べる。疑わしいデータが出れば、確認検査を繰り返す。この間、検査官はほとんど立ちっぱなし。山崎友悦業務管理室長は「データの収集や管理は膨大。検査項目も増えている。残業や休日出勤で対応している」と話す。

病原性大腸菌O157、BSE(牛

監視力進い

海綿状脳症)、原産地の不正表示、基準を超過農薬の残留―。二三年前、食品を巡る不祥事が続いている。

食の安全を守る根幹といえる食品衛生法は五十六年にわたり抜本改正に手を付けていなかったが、ことし五月になってようやく改正された。

八月から段階的に施行されている。国や自治体、事業者の責任明確化、監視態勢の強化、被害が発生した健康食品の販売禁止が主な内容だ。

改正から半年。日本生活協同組合連合会の中野勲氏は「消費者重視の

姿勢を打ち出した画期的な法律」と

評価しながらも「監視態勢が整わなければ意味がない」と注意を喚ぶ。

七月に発足した食品安全委員会が九月、消費者に聞いたところ、七二%が「検査所などが行う監視業務の強化」を望むと答えた。焦点は監視態勢にある。

食品の監視業務は大きく分けて二つある。ひとつは港湾や空港にある検査所での輸入食品の検査。厚生労働省が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛



食の安全を守る最前線

残留農薬検査のため、輸入食品を細かく厳断準備にも手間がかかる

検査は午後開始。抽出した液体を検査機器にかけ、残留農薬や添加物など検査項目を細かく調べる。疑わしいデータが出れば、確認検査を繰り返す。この間、検査官はほとんど立ちっぱなし。山崎友悦業務管理室長は「データの収集や管理は膨大。検査項目も増えている。残業や休日出勤で対応している」と話す。

病原性大腸菌O157、BSE(牛

海綿状脳症)、原産地の不正表示、基準を超過農薬の残留―。二三年前、食品を巡る不祥事が続いている。

食の安全を守る根幹といえる食品衛生法は五十六年にわたり抜本改正に手を付けていなかったが、ことし五月になってようやく改正された。

八月から段階的に施行されている。国や自治体、事業者の責任明確化、監視態勢の強化、被害が発生した健康食品の販売禁止が主な内容だ。

改正から半年。日本生活協同組合連合会の中野勲氏は「消費者重視の

姿勢を打ち出した画期的な法律」と

評価しながらも「監視態勢が整わなければ意味がない」と注意を喚ぶ。

七月に発足した食品安全委員会が九月、消費者に聞いたところ、七二%が「検査所などが行う監視業務の強化」を望むと答えた。焦点は監視態勢にある。

食品の監視業務は大きく分けて二つある。ひとつは港湾や空港にある検査所での輸入食品の検査。厚生労働省が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

検査は午後開始。抽出した液体を検査機器にかけ、残留農薬や添加物など検査項目を細かく調べる。疑わしいデータが出れば、確認検査を繰り返す。この間、検査官はほとんど立ちっぱなし。山崎友悦業務管理室長は「データの収集や管理は膨大。検査項目も増えている。残業や休日出勤で対応している」と話す。

病原性大腸菌O157、BSE(牛

海綿状脳症)、原産地の不正表示、基準を超過農薬の残留―。二三年前、食品を巡る不祥事が続いている。

食の安全を守る根幹といえる食品衛生法は五十六年にわたり抜本改正に手を付けていなかったが、ことし五月になってようやく改正された。

八月から段階的に施行されている。国や自治体、事業者の責任明確化、監視態勢の強化、被害が発生した健康食品の販売禁止が主な内容だ。

改正から半年。日本生活協同組合連合会の中野勲氏は「消費者重視の

姿勢を打ち出した画期的な法律」と

評価しながらも「監視態勢が整わなければ意味がない」と注意を喚ぶ。

七月に発足した食品安全委員会が九月、消費者に聞いたところ、七二%が「検査所などが行う監視業務の強化」を望むと答えた。焦点は監視態勢にある。

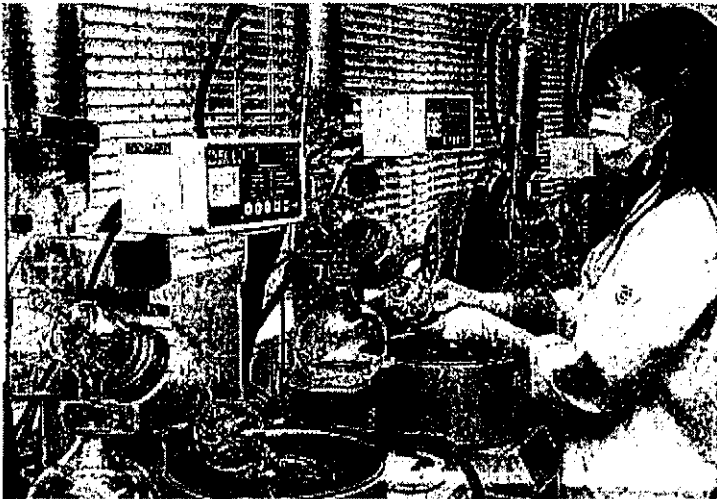
食品の監視業務は大きく分けて二つある。ひとつは港湾や空港にある検査所での輸入食品の検査。厚生労働省が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛

生保健所が管轄する。もうひとつは市場で流通する食品の検査。自治体の衛



ていない品に放射線を調べる果がありに跟ってヤカイもない。し射線の当いるとのそこで脂肪の委探り当て発したのを始めた期的な検査。しかし上がる。になってきない。